

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

平成二十九年八月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 試験日時及び場所

- 1 試験日時 平成二十九年十月十三日（金） 午前十時から正午まで
- 2 場所 やまと会議室 奈良市登大路町三六番地

二 試験科目

- 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含みます。）
- 2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

三 出題形式

選択式筆記試験とします。

なお、出題数は、法令問題十問（全問必須問題）及び技術問題十五問（五問の必須問題と、十問から五問を選択して解答する選択問題）とします。

四 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間

平成二十九年九月一日（金）から同月十五日（金）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）とします。ただし、郵送による場合は、九月十五日付けの消印のあるものまで有効とします。

2 提出先

受験願書は、知事宛てとし、奈良市登大路町三〇番地奈良県くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課へ提出してください。

五 提出書類

1 受験願書

様式は、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）に定める様式第九のとおりです。

2 写真

一枚。手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮

影年月日、氏名及び年齢を記載してください。

六 受験手数料

八、〇〇〇円（受験手数料に相当する額の奈良県収入証紙を受験願書に貼り付けてください。）

七 合格者の発表

平成二十九年十一月六日（月）（予定）とします。合格者には合格の通知をし、県庁前掲示場に合格者の受験番号を掲示します。